全国学力・学習状況調査

令和８年度全国学力・学習状況調査結果を公表します

文部科学省は、４月に全国の小学６年生、中学３年生を対象に全国学力・学習状況調査を実施しました。今年度は、例年行われている国語と算数（中学校は数学）の２教科に加えて、中学校の英語の学力調査が実施されました。

さらに、児童生徒の学習への取り組み状況や家庭での生活等についての質問紙調査が実施されました。

学力調査

学習指導要領に基づき、児童生徒が身に付け、活用できるようになっていることが望ましい内容について、各領域等から幅広く出題されました。

全ての教科において全国の平均正答率を下回っており、中学校英語のみが県の平均正答率を上回っているという結果でした。記述式問題の正答率が特に低く、自分の考えを文章で説明する表現力に課題が見られました。

学習状況調査

学習意欲や学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査の結果、小学校では「平日に家庭で１時間以上学習している」、中学校では「タブレット等を学習で積極的に活用する」等の項目が、全国・県の平均を上回っていました。一方、「自分にはよいところがあると思う」といった「自己肯定感」に関する項目に課題が見られました。

今後の学力向上対策

○基礎学力の定着に加え、自ら考え表現する力を育むために、「枕崎市の授業づくり３ポイント」に沿って、日々の授業のブラッシュアップを図ります。学習用タブレットおよびデジタルドリルを積極的に活用したり、ただ単に答えを出すだけではなく、理由や根拠を基に説明・記述する活動を行ったりするなどして、より深い学びにつなげます。

○本市の一小一中のよさを生かした小中連携教育を推進します。小・中学校９年間でどのような力を身に付けさせなければならないか、再度検討し直すとともに、本調査結果の分析を基に、効果的な学力向上の取り組みに関する研修を行い、共通実践に努めます。

○市教科部会において、授業をとおした研修を実施し、質の高い学習者主体の授業が展開できるよう、教職員の更なる資質向上を図ります。

○学習規律を整え、間違いを恐れず、自分の考えを発信できるクラスの風土づくりに努めます。児童生徒の「よいところ」を見つけ、ことばにして伝え、小さな成功体験を積み重ねさせることで、自己肯定感の引き上げを図ります。

■問合せ　学校教育課学校教育係　TEL76-1242

■学力調査の結果

【小学６年生の平均正答率】

	国語	算数
枕崎市	54	50
県	61	55
全国	60.9	56.4

【中学３年生の平均正答率・スコア】

	国語	数学	英語
枕崎市	59	49	493
県	62	52	476
全国	63.9	57.0	499

※中学校英語はIRT（項目反応理論）によるスコア

■学習状況調査の結果

質問事項	枕崎市	県	全国
(小)学校の授業時間以外に、普段(月～金曜)、１日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか(塾や家庭教師、インターネットを活用した学び含む)。※60分以上	59.8	55.9	49.9
(中)１・２年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか。※週３回以上	49.1	28.9	29.3
(小)自分にはよいところがあると思いますか。※とてもそう思うと答えた児童	28.6	36.5	43.6
(中)将来の夢や目標を持っていますか。※とてもそう思うと答えた生徒	31.8	40.4	37.4

必ずチェック！最低賃金　鹿児島県最低賃金が時間額1,090円に！

鹿児島県最低賃金（地域別最低賃金）	時間額	効力発生日
	1,090円	令和８年10月25日

使用者も労働者も

鹿児島県最低賃金は、令和８年10月25日から時間額1,090円となりました。
この最低賃金は、鹿児島県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

■問合せ　鹿児島労働局　TEL099-223-8278　鹿児島労働基準監督署　TEL099-214-9175

個人住民税の特別徴収

事業主（給与支払者）の方へ「個人住民税の特別徴収」についてのお知らせ

従業員の給与から所得税を源泉徴収する事業主（給与支払者）は、個人住民税についても給与から天引きして市町村に納入しなければならないことが地方税法に定められています。

そのため、南薩地域４市と鹿児島県は、これまで法令の要件に当てはまる多くの事業主を特別徴収する者（特別徴収義務者）として指定しています。まだ指定されていない事業主についても、令和９年５月に指定しますので、ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、市税務課または南薩地域振興局県税課にお問い合わせください。

思ったより簡単な特別徴収

・各月の給与から天引きする税額は、市から通知されるので所得税のように税額を計算する必要がありません。また、年末調整の必要もありません。

・天引きした税額は、毎月金融機関の窓口で納入書を添えて払い込むだけです。従業員が常時10人未満の事業所は、申請手続きをすることで、年12回の納期を年２回（６月、12月）にすることもできます。

従業員に喜ばれる特別徴収

・普通徴収の納期が年４回であるのに対して、特別徴収は年12回のため、１回あたりの納付額の負担が少なくなります。

・毎月の給与から天引きされるので、納め忘れの心配がなく、金融機関などに出向いて納税する手間が省けます。

■問合せ　税務課課税係　TEL76-1066、南薩地域振興局県税課　TEL52-1317

枕崎市公式ＬＩＮＥ友達募集中！

市民や市外の方へいち早く情報をお届けするため、枕崎市公式ＬＩＮＥを開設しました。

主な機能

・欲しい情報を自分で選べる

☑防災情報　☑健康情報
☐市政情報　☐イベント
☑こども関連情報　☑お得な情報
☐高齢者向け情報　など

・市からのお知らせがリアルタイムで届く
・メニューから知りたい情報にアクセスできる
・写真でごみ出し検索ができる
・道路や公園の損傷を市へ報告できる



枕崎市公式ＬＩＮＥ▼

※登録後は受信設定をお願いします。

公園を利用する皆さんへ

公園は、さまざまな人が利用します。他の利用者に迷惑がかからないよう、ルールとマナーを守り、快適に楽しく過ごしましょう。

■ゴミのポイ捨て禁止
空き缶、ペットボトル、紙くず、弁当がらなどは必ず持ち帰ってください。

■ゴルフ練習は禁止
公園内でのゴルフの練習は、周りにいる人に危険を及ぼしたり、周辺の住宅にボールが飛び込むなど大変迷惑をかける行為ですのでやめましょう。

■ペットについて
犬の放し飼いをしないこと。フンの後始末は、飼い主の基本的なマナーです。

■遊具での遊びについて
遊具での危険な遊びはやめましょう。また、幼児だけでの遊びは避け、保護者が同伴しましょう。

■公園でハトやネコへの餌付けは他の利用者の迷惑になりますのでやめましょう。

■バイクの乗り入れ禁止

■問合せ　建設課都市計画係　TEL76-1218